

毎週月、水、金曜日発行

# 富 山 県 報

平成29年 9 月 8 日

金 曜 日

号 外

## 目 次

### 規 則

- 富山県災害救助法施行規則の一部を改正する規則 1
- 富山県河川管理規則の一部を改正する規則 4

## 規 則

富山県災害救助法施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成29年 9 月 8 日

富山県知事 石 井 隆 一

### 富山県規則第39号

富山県災害救助法施行規則の一部を改正する規則

富山県災害救助法施行規則（平成12年富山県規則第63号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 避難所及び応急仮設住宅の供与の項を次のように改める。

避難所及び応急仮設住宅の供与	<p>1 避難所</p> <p>(1) 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。</p> <p>(2) 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用する。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施する。</p> <p>(3) 設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の</p>	災害発生の日から7日以内
----------------	--	--------------

<p>使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として、1人1日当たり320円以内とする。</p> <p>(4) 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とする者に供与する避難所をいう。）を設置した場合は、(3)の金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。</p> <p>(5) 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。</p>	
<p>2 応急仮設住宅</p> <p>応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者に、建設し供与するもの（以下「建設型仮設住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「借上型仮設住宅」という。）、又はその他適切な方法により供与するものとする。</p> <p>(1) 建設型仮設住宅</p> <p>ア 建設型仮設住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用する。ただし、これら適切な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。</p> <p>イ 1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のため支出できる費用は、設置に係る原材料費、</p>	<p>完成の日 から2年 以内</p>

労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、5,516,000円以内とする。

ウ 同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。

エ 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常生活上特別な配慮を要する複数の者に供与する施設をいう。）を建設型仮設住宅として設置できる。

オ 建設型仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置するものとする。

カ 建設型仮設住宅の供与終了に伴う建設型仮設住宅の解体撤去及び土地の原状回復のため支出できる費用は、当該地域における実費とする。

(2) 借上型仮設住宅

ア 借上型仮設住宅の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて(1)イに定める規模に準ずるものとし、その借上げのため支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。

イ 借上型仮設住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供するものとする。

別表第1 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給の項の1の(1)中「、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者」を「又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者」に改め、同項の1の(3)中「1,110円」を「1,130円」に改め、同項の1の

(4)を削り、同項中「災害発生から」を「災害発生の日から」に改め、同表被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の項の1中「船舶の遭難」を「全島避難」に、「損傷し」を「損傷等により使用することができず」に改め、同項の3中「の範囲内」を「以内」に改め、同項の3の(1)中「53,000円」を「52,900円」に、「55,000円」を「54,900円」に、「64,300円」を「64,200円」に、「80,900円」を「80,800円」に改め、同表被災した住宅の応急修理の項の2中「576,000円」を「574,000円」に改め、同表生業に必要な資金の貸与の項の3中「範囲内」を「額以内」に改め、同表学用品の給与の項の1中「より学用品を喪失又は損傷し」を「よる喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず」に改め、同項の3中「範囲内」を「額以内」に改め、同項の3の(2)中「4,300円」を「4,400円」に、「4,600円」を「4,700円」に、「5,000円」を「5,100円」に改め、同表埋葬の項の3中「210,400円」を「210,200円」に、「168,300円」を「168,100円」に改め、同表障害物（災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものをいう。以下同じ。）の除去の項の2中「1世帯当たり134,800円」を「市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が135,100円」に改め、同表救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費の項の1の(1)中「避難」の次に「に係る支援」を加える。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(厚生企画課)

富山県河川管理規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成29年9月8日

富山県知事 石 井 隆 一

#### 富山県規則第40号

富山県河川管理規則の一部を改正する規則

富山県河川管理規則（昭和40年富山県規則第24号）の一部を次のように改正する。

第5条中「から第26条第1項まで」を「、第25条、第26条第1項」に、「第16条

の 5 第 1 項の」を「第16条の 5 第 1 項本文の規定による」に改める。

第 6 条の見出しを「（権利の放棄）」に改め、同条第 1 項中「又は」を「若しくは」に改め、「の許可」の次に「又は法第23条の 2 の登録」を、「当該許可」の次に「又は登録」を加え、同条第 2 項中「前項の」の次に「規定による」を、「許可」の次に「又は登録」を加え、同条第 3 項を削る。

別表の15の項中「第16条の 5 第 1 項」を「第16条の 5 第 1 項本文」に改め、同表の17の項及び18の項中「この規則」を削り、同表の20の項中「第 7 条」を「第 7 条ただし書」に改める。

様式第 2 号中「権利放棄（水利使用廃止）届」を「権利放棄届」に改め、「（河川法施行規則第11条の 3 第 1 項）」を削り、「（登録）」を「又は登録」に改め、「（廃止）」を削る。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の富山県河川管理規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

（河 川 課）

